

審 議 経 過

(9時55分開会)

○会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は2件の議事を予定しております。

初めに、1、「第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定について」答申（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、ご説明をさせていただきます。資料5-1号をご覧ください。

第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問をさせていただきまして、こちらをこの間ご議論いただいていたところでございます。本日は、この答申の案という形でお示しをさせていただき、これにつきましてご意見を頂戴したいというふうに考えているところでございます。

流れとしましては、本日ご議論いただいたご意見等を、また修正をさせていただいた後、次回の審議会、1月の下旬を予定しておりますけれども、1月の下旬の次回の審議会の際に正式な答申という形で区長のほうに答申をしたいというふうに考えているところでございます。

それでは、その内容につきましてご説明させていただきます。

5-1号の1枚目というところでございます。記書き以下のところでございますけれども、第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定の時期を迎えたということで、計画の方向性を整理し、現行計画の目標の達成状況や施策の進捗状況の評価検証を行ってまいりました。下記の(1)から(3)を主要課題、改定のポイントという形で挙げまして、具体的な施策の見直し等をこれまで行ってきたというところでございます。

その3点といたしますのが(1)から(3)ということで、1点目は、ごみ・資源の適正排出の促進ということで、ここでは主にプラスチックごみの排出抑制の取組を最優先としつつも、プラスチック製容器包装の分別収集の導入に向けた検討を行うことということで、1点目でございます。

それから、2点目は、食品ロス削減の推進ということで、国の法律の施行等を受けまして、食品ロスの削減をさらに推進していくということで、情報発信や普及啓発、それから飲食店等の協力、充実等を図るといったことなど、5点を今後の方向性として議論してきたところでございます。

それから、3点目の事業系ごみの対策ということで、こちらについては民間処理業者への移行促進とともに適正排出を促進する方向で事業系ごみ対策を進めることということでございます。

これら3点を掲げた上で、区においては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、第四次豊島

区一般廃棄物処理基本計画において具体的な施策として反映し、SDGs 未来都市として、区民、事業者、行政が一体となって持続可能な循環型まちづくりに取り組んでいくことを望むものという形で書いてございます。

おめくりいただきまして、2枚目以降が具体的な答申の案ということでございます。

最初が目次になっておりまして、1ページが「はじめに」ということでございます。こちらは、最近の国の動向ということで、国で示された第四次循環型社会形成推進基本計画、それから東京都のゼロエミッション東京戦略等の国及び都の動き、それから本区でのSDGs 未来都市への選定といった、こういった状況を踏まえて、前回の計画から6年あまりが経過し改定の時期を迎えている中、第四次一般廃棄物処理基本計画策定に当たっての基本課題について審議・検討を行ったものを取りまとめたものというものでございます。

2ページ以降が基本計画に向けての主要課題についてということでございます。この2ページには、第三次の現行の計画の進捗状況、概要ということでお示しをさせていただいております。

3ページが計画目標の達成状況というところでございまして、ごみ処理量、それから資源化率、目標と実績ということで書かせていただいております。図表3のごみ量につきましては、目標を上回るような形で達成がおおむねできているというふうな状況でございますが、資源化率につきましては、ご覧いただきますとおり、目標がなかなか達成できていないというふうな状況があるというところでございます。

続きまして、4ページでございます。こちらが今回の計画策定に向けての主な課題ということで、先ほども挙げさせていただいた3点を主に記載しているというところでございます。

それを受けまして、5ページでございます。1. 3ということで、具体的施策の見直しについてということでございますけれども、次の6ページにございます図表5のような形で、計画改訂の方向性のイメージということで記載をしております。

6ページをご覧いただければというふうに思いますけれども、3つの基本方針、これをベースとした中で、計画改訂の考え方というところの中で、食品ロス削減の対策といったところを計画の改訂のポイントということで取り上げさせていただいて、これを実際の、右側にあります項目のイメージという中で食品ロス削減の推進、これを具体的な施策の中に今回の計画では入れていこうということで記載をしております。

それから、基本方針2、質の高いリサイクルの実現といったところの中では、こちらではプラスチック製容器包装の分別収集の導入の検討、この部分が具体的施策の1番目というところに入ってまいりまして、それから、事業系ごみのリサイクルの促進といったところも今回の議論を踏まえて3番目に入っているという状況でございます。

それから、基本方針3、安定的で適正なごみ処理といったところでございますけれども、1番目に適正分別・適正排出の徹底ということで、こちらも引き続いてしっかり

と取り組んでいくということで、1番目にあるというところがございます。

それから、丸の3つ目でございますが、事業所への情報提供・指導といったところ、こちらも改訂のポイントとして取り上げたところがございます。民間収集への移行や有料ごみ処理券の適正貼付の指導の継続と、これに合わせて資源分別の徹底を強化していくということで、3番目のところに入っております。

それから、5つ目の丸、災害廃棄物の対策ということで、前回の審議会でもご議論いただきました災害廃棄物の対策といったところを今回の計画の中にも、基本方針3の5番目ということで入れさせていただいているというところがございます。

以上が全体の体系というところがございます。

続きまして、7ページ以降でございます。7ページ以降が3つの今の主要な課題についてのそれぞれの具体的な記述というところがございます。

2ということで、プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進というところがございます。これも前々回ご議論いただいた中でお配りさせていただいた資料がベースというふうな形になっております。

2. 1が本区におけるプラスチックごみのリサイクルの状況、それから、これまでの流れといったところが図表7にございまして、図表8では、ごみ・資源の流れといったことで、それぞれごみがどのような流れで処理をされているかといったところの現行の流れが記載してございます。

次の9ページでは、プラスチックごみをめぐる動向ということで社会的な動向、それから、これまでの現在の区市町村でのプラスチック製容器包装分別収集の導入状況なんかを図表9に記載しております。

それから、10ページでは図表10ということで、これを導入した場合の指定法人ルートのことですとか、それから、11ページの図表12では23区でのプラスチック製容器包装の分別収集の導入状況、こういったところを記載しております。

12ページの2. 3でございますが、プラスチック製容器包装の分別収集導入をめぐる主な論点ということで、(1)から(6)までの6つの論点を挙げさせていただいたというところがございます。

14ページ以降が、その6点について記載をしております、(1)が排出抑制(リデュース)推進への寄与ということで、この分別収集を導入しても、燃やすごみ量を減らす効果はあるけれども、プラスチック製容器包装そのものの排出量を減らすものではないということで、リデュースの大切さを引き続き訴えて、マイバッグの使用だけではなくて、ワンウェイプラスチックや過剰包装を避けるといったところをベースにすべきといったところが1番目にあるというところがございます。

(2)ということで、どの程度のごみ減量・資源化推進が期待できるかというところがございますが、15ページの図表16にありますとおり、これを導入することで、試算としましては燃やすごみが1,595トン削減しまして、プラスチック製容器包

装の回収量がその分、資源のほうに回るといような形で、資源化率のほうも上昇することが期待されるということで記載をさせていただきます。

それから、(3)ということで温室効果ガスはどの程度削減できるかというところの試算でございますが、収集運搬に伴う排出の増加ですとかそういった増加の要因もある一方で、再商品化によりまして、これまで焼却していたものを再商品化を図ることによって年間2,600トンあまりのCO₂の削減効果があるというふうな形での試算をしているところでございます。

それから、17ページの(4)費用はどの程度かかるかといったところでございます。この仕組みを導入することによって収集運搬の費用、それから選別・保管の費用といったところを合わせて3億円あまり、年間そのぐらいの費用が新たにかかってくるというふうな試算をしているというところでございます。

それから、(5)選別・保管場所の確保といったところでございますけれども、こちらについても、区市町村の役割としてそれを確保することが役割ということになりまして、実際には区外の民間施設に委託しているというところが都内の区の実態ではあるというところですが、こういったところをしっかりと確保していくといったところが必要であるというところでございます。

それから、最後、(6)は、区民の手間・分かりやすさといったところでございます。プラマークがついているもの、こういったものが基本となってくるというところでございますが、中には対象とならないような、クリーニングの袋ですとかCDのケースとかそういったものなんか対象外となってくる、そういったところについてはしっかりと周知をしていくということ、また、汚れをさっと水洗いするといったところですかそういったことをすることによって異物が混入しないようにすると。異物が混入してしまうと分別収集品の質が低下してしまうといったところがありますので、こういったところをしっかりと、どのように出し方が変わるのか、出すに当たっての留意点がどうなのかといった辺りをしっかりと丁寧に区民の方に周知をしていく必要があるといったところを記載してございます。

この項目のまとめとしまして、19ページの2.4というところでございます。検討の必要性というところでございますけれども、3段落目からでございますが、引き続きプラスチック製容器包装の分別収集導入に関する検討を行うべきであると。その際には、さらに具体的な検証を加えた上で導入のあり方を判断すべき。それから、国や都の動向についても十分に留意しながら進めていくことということでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅勤務への移行など生活スタイル、事業活動の変化にも十分に留意をするということ、特に感染防止については国のガイドライン等を参考にしつつ、必要な対応を図られたいというふうな形で結んでございます。

以上がプラスチック製容器包装に関する記述でございます。

続きまして、20ページからが食品ロスの削減推進についてでございます。

3、食品ロスの削減推進についてということで、まず、3.1では食品ロスの現状と
いったことございまして、こちらは、2017年度現在で年間612万トンの食品
ロスが発生しているということ、その内訳として、家庭から排出されるものが約半数
近くの284万トンであるということ、これを国民1人1日当たりに換算すると13
2グラムということで、ご飯茶碗一杯分の量に相当しているというところでございま
す。

21ページからは国や都の動向といったところでございまして、食品リサイクル法が
平成13年に施行されていますが、これは食品関連事業者が主な対象だったというも
のでございますけれども、昨年、令和元年に施行されました食品ロス削減推進法は、
食品ロスの削減を国やそれから地方公共団体、事業者等が、消費者とも一体となって、
国民運動として食品ロス削減を推進していくという法律でございます。内容としまし
ては、食品ロスの削減月間を毎年10月とすること、それから、国が基本方針を定め
て、それに基づいて都道府県や区市町村が食品ロス削減推進計画を定める努力義務が
あるということなどが記載をされているというものでございます。

それを受けました国の基本方針が本年3月に閣議決定されて、各主体の役割ですとか
基本的な施策についても記述があるというところでございまして、目標としましては、
2030年度までに食品ロスの削減量を2000年度比で半減させるということ、そ
れから、食品ロスの削減に取り組んでいるという消費者の割合を80%までにすると
いったことなんか記載をされているというところでございます。

②が東京都の動向というところでございまして、これは、ゼロエミッション東京戦略
なんか示されている中でも、やはり国と同様に2030年に2000年度比で半減
するといったことの目標などが掲げられているというところでございます。

23ページ以降が食品ロス削減のための取組例ということで、主に国などで取り組ん
でいる現在の流れといったところを記載しております。3分の1ルールと言われる商
慣習の見直しですとか、賞味期限、消費期限の分かりやすい周知ですとか、月間や食
品ロス削減の日についての記述ですとか、食べきり、持ち帰りの促進、30・10運
動、それから啓発ビデオ・リーフレットの作成等、こういった取組について記載をし
ております。

27ページからの3.3が、本区での食品ロス削減の主な取組ということで記載をし
てございます。こちら、(1)は食べきり協力店ということで、食べ残しの削減に取
り組む店舗を登録するというところで、これを進めているということ。

それから、(2)はフードドライブの実施ということで、ご家庭で余っている食品を
提供いただいて社会福祉協議会を通じて、子ども食堂をはじめ食品提供を必要として
いる方に提供するという取組でございます。こちらは常設の窓口を平成30年度から
設置いたしまして、その後、昨年度にはその受付窓口も順次拡大をしていくという中

で、多くの食品を提供いただくようになっているというようなところがございます。

それから、食品ロス削減対策レシピの紹介ですとか、イベントの開催、それから、フードドライブの関連では民間のNPOとも協働した、としまフードサポートプロジェクトとの連携といったところの取組を掲載しているというところがございます。

32ページが、3.4ということで、食品ロス削減の取組の今後の方向性ということで5点記載をしております。情報発信・普及啓発の推進、それから販売店や飲食店との協力体制の充実、大学や教育機関との連携、それから関係団体との連携、最後に事業者としての区の取組の推進といった5点を今後の取組の方向性ということで記載しているところがございます。

以上が食品ロスの削減の推進に関する取組のところでございます。

続きまして、33ページが、4ということで、事業系ごみの対策ということでございます。

4.1が本区における事業系ごみ対策のこれまでということでございまして、大規模事業所におけるごみ減量・資源化、適正処理の促進ということで、事業用大規模建築物の基準の強化ということで、これは平成21年に対象となる延べ床面積を3,000平米から1,000平米以上へと変更し、対象の範囲を拡大しているということで、これは23区の中を見ても、かなり進んだ形でやっているというような状況でございます。

それから、34ページの(2)でございますが、小規模の事業所におけるごみ減量・資源化の促進ということで、区に排出する際の排出基準、これも日量10キログラム未満という形で引下げをした上で、例外的に区収集をできるところというような範囲を決めているというところがございます。

35ページの②が民間処理業者委託への移行促進というところで、移行を進めてきたこれまでの件数といったところを記載してございます。

それから、③として、不適正排出事業者に対する指導といったところも行っているというところがございます。

それから、(3)は池袋駅周辺繁華街地区でのごみ収集の見直しということで、これまで日曜日を除く毎日収集をしていたこの地区のごみ収集のほうを、ほかの地区と同じように可燃ごみを週2回、不燃ごみは月2回、資源回収のほうも新たに導入したというような形で、ごみ量等も減ってきているというふうな状況が出ているというところがございます。

事業系ごみ対策の今後の方向性ということでございまして、こちらについては民間処理業者への移行の促進ということとともに、適正排出、これはごみ処理券の貼付ですとか分別の徹底、こういったところを促進するという形で、事業ごみ対策を実施すべきであるという形でまとめております。

36ページの下、「おわりに」というところがございますが、こちらが、今述べてき

ました3点について今後の方向性の検討を重点的に行ってきたというところでございます。

気候変動や海洋ごみ問題など、地球規模の環境問題がますます深刻化している中、SDGsといった考え方も示されているということで、それに選定された本区においては、区民や事業者、行政とが一体となって、オール豊島で、この持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があるということを記載しております。

「また」以降ですが、本年に入ってから新型コロナウイルス感染症の拡大といったところも踏まえて、区民生活、事業活動に大きな影響を与えている中、清掃・リサイクル事業においても新しい生活様式に対応した対策も必要であるということで、感染性の恐れのある廃棄物の出し方の留意点ですとか、それから適正排出、それから収集面での安全性の確保といったところなども国のガイドラインに基づく措置を講じていくということでございます。

以上について、一般廃棄物処理基本計画策定に当たって基本的な視点として置きつつ、この取りまとめで取り上げた主要課題をはじめとする諸施策の着実な実現を図られたいという形でまとめさせていただいているというところでございます。

答申案の説明につきましては以上でございます。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

この答申案に関しまして何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 ご説明ありがとうございました。この間、いろいろ審議というか議論というか、してきたことをとても反映されているというふうに思っているんですが、すみません、ちょっと全部に、隅々まで目は通せていない、ざっと見た範囲でなんですけれども、拡大生産者責任について触れられているところというのはあるのでしょうか。基本的に基礎自治体の廃棄物処理についての計画ですので、自分のところでどうするということが中心なのは、それは当然なんですけれども、今回、SDGsということもうたっていたり、やはり全体としての仕組みをしっかりと考えて……。ごみの問題は、もともとそうだったと思うんですけれども、やっぱり川下というか、処理のそのところの議論だけをして解決しないというのは、もう古くから言われてきていたところで、川上のほうでどうなっているかというところを現場からちゃんと意見を上げていくということが非常に重要だったというふうに、それはもう古くて新しい問題だというふうに思うんですが、以前の会議の場でも申し上げたとおり、拡大生産者責任ということが最近特に、あまり言われなくなってきたということもあって、しっかりそこはうたっていく必要があるのかなというふうに思っています。

今回、指定法人ルートにも乗った形でリサイクルの品目も増やし、そこにも本格化していくということにあっては、やはり製品がどういうふうになっていくかというところがリサイクル率を上げるポイント、資源化を上げるポイントにもなってくると思いますので、そういった意見をちゃんと基礎自治体からも出していくということは重要

なことかなと思います。ここに載せるのがいいのかどうかというのはあるんですが、拡大生産者責任というのは重要な観点だと思いますから、もし触れているのであればその場所を教えていただきたいと。ここに触れないとしても、しっかり基礎自治体からその観点で取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、そのことを申し上げたいと思います。

○ごみ減量推進課長 今日説明してまいりました、この中では、特にその点に関する記述というところは明確には記されていないというところがございます。こういったところの必要性とか、あと、どのように載せていくかというところも、少しこちらのほうでも考えまして、これについてどのように載せていくかというところはちょっと検討したいというふうに考えております。

○会長 ただいまのEPRに関しましては、区としてのこういう計画の中には入れにくいところがあると思うんですが、例えば国や都への働きかけですね、そういったことで入れられるのではないかというふうに思います。

そのほか、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 もっと前に聞いておけばよかったんですが、これは単純な質問です。事業系のところで民間委託を進めているというところですが、その民間業者さんは、収運だけのところですか、それとも処理までやるところですかという質問です。

○ごみ減量推進課長 今のご質問でございますけれども、民間の業者での収集、それから処理も含めてということで委託をしてやっているというところでございます。

○委員 二十三区清掃一部事務組合の焼却施設には持ち込んでいない業者さんということですね。

○委員 事業系の一般廃棄物のうち、可燃ごみにつきましては許可業者が持ち込んでいるというケースはございます。

○委員 分かりました。そういう業者さんもいるし、そうでない業者さんもいるということですね、ここでいう民間業者さんというのは。収運だけのところもあるし、処理まで行っているところもあると。それは民間の排出者さんが契約するところですから、いろいろあるとは思いますが。分かりました。

○委員 民間業者の1人なんですけれども、分業になっています。収集運搬のみという会社もございますし、中間処理、要するに分別するとか、焼却と収集運搬が連合で運営している会社は今のところありません。民間の焼却工場ですね。事業所であっても、一般廃棄物で可燃性は清掃一組が受け付けていますから、厨芥等例外はありますが、ほぼ100%と言っていいぐらい清掃一組の焼却工場を使っています。それ以外の不燃ですね、要するに廃プラその他は、収集と中間処理、要するにリサイクルを中心にして、その後は、そこでRPF等に加工されていきます。幾つかの業種がありまして、最終的には製品化されるか、最後はもう1回燃やして、灰になって初めて埋立てですので、もしくは路盤材等になるわけですが、それで最終を迎えるんですね。そ

の流れはほとんど分業です。

一貫してやっているというのは、産廃業者さんで建設関係ですかね、大規模な会社はございます。1社は上場していますし、1社は、かなり大きくなってきた建設系の会社で連合、ホールディングス化されています。埋立てから焼却工場をそれぞれに持っています。そのような形で流れますので、通常一般の都内の日常的な事業活動から出てくるものは、そういう人たちの分野ではないんですね。ですから、我々と同じ、同業がほとんど取り扱うということになっています。すみません、出過ぎまして。

○委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○会長 その他、ご意見、ご質問等はございますか。

○委員 非常によくまとめていただいて、本当に関係の皆様へ感謝申し上げたいと思います。

食品ロスの削減の推進ということで、国のほうは国民運動としていくんだという、そういった標榜をしていますし、また、方針では2030年までに半減をするという目標をうたっています。豊島区も取り組んできていただいている、啓発・啓蒙活動として、これは環境政策課さんだと思いますが、「エコのわ」という最近のものでも食品ロスの削減について特集していただいて、豊島区民の方々に非常に啓発をしていこうという、そういったスタンスを強くしていただいているということがよく分かります。今後のその計画の中にどういうふうに具体的に盛り込んでいくかということが、国の方針と豊島区がマッチしていくのかどうか、豊島区としてこの食品ロスという、ものすごい繁華街を抱える中で、飲食店も本当にたくさんある中で、この半減目標を豊島区としてどう捉えて、具体的に反映させていくかということが鍵になるんだろうなと、そのように感じた次第でございます。それはそれとして、意見として申し上げさせていただきました。

それで、国のほうが11月の下旬にインターネットを使った調査をしたそうでした、7月から始まったレジ袋を有料化した後についての調査ということで、いわゆるレジ袋は要らないですと辞退した辞退率というものが7割を超えたということで、今年の3月から比べると、もう2倍以上の方は辞退しているという結果が出たそうでございます。これは国の目標を上回ったということでありましたけれども。

それから、もう1つ、マイバッグを持っているかという問いもありまして、ほぼ9割以上の方がマイバッグを持っていると。そういうような現状が今、つい先月の調査でするので、あると思います。

そういう中で、ちょっと興味をひいたんですけれども、レジ袋は辞退したけれども、プラスチックごみへの関心が高まったのかという設問がありまして、それについては、高まったけれども自分自身としてその行動や意識まで変化していないというふうに答えた人が20%ぐらい、そもそもプラスチックごみへの関心なんか高まっていないという人が22%ぐらいということで、4割以上の方が行動や意識は変わらないという

ふうに答えたという結果を見ました。

どういうことかという、恐らくですけれども、レジ袋が5円とかそういった金額で有料になったということで辞退はしたけれども、プラスチックごみの環境問題に対する影響までは意識がまだまだ行っていないということがこの調査で出てきた結果ではないかと思えます。ということは、今後、区が策定していく容器包装のリサイクルまた回収、そしてプラスチックごみの削減、そういったことを取り組んでいく上でも一番大きな鍵になるんじゃないかと思われるのが、区民の皆さんの意識がどうやって高まっていくかということがつながっていかないと、実際の数字にはなかなか見えてこないのかもしれないと、そんなふうに思っているところでございます。

もう1つ、今回の審議会の中でも、意見として私も出させていただきましたけれども、国のほうは、家庭から出るプラスチックごみ全般の一括回収、これを自治体に促していくということを表明しています。来年の通常国会で関連法案を出すというのが政府の方針でして、早ければ再来年には施行を目指していくという、そういったことも国のほうは言い始めています。今回の審議では容器包装の回収の拡大という視点ですけれども、今後、区の計画をしていく中で、このプラスチック全般の一括回収とどう整合を取っていくのかどうか、その辺について改めてご意見を賜っておきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。まず、食品ロスについてでございますけれども、やはり国も東京都もそういった目標を掲げているという中で、その実現に向けて区としても様々なところと連携をしながらというところで、飲食店もご指摘のとおり多くございます。飲食店での削減の取組ということで、食べきり協力なんかもございますけれども、そういったところを活用しながら、一体となってさらに食品ロスのほうを進めていきたいというふうに考えております。

また、今の取組の状況として、特にフードドライブのほうがかなり認知が進んできて、昨年、特に10月の時期も、月間ということもありまして非常に多くの方の、昨年をはるかに上回る量の提供をいただいているというところでございます。11月以降も非常に多くいただいでいて、我々、ごみ減量推進課の職員が東西の区民事務所や本庁舎も含めて定期的に取りに回っているんですけども、それもすぐに提供があつてということで、かなり頻繁に回らなくてはいけないということで、2週間に1回ぐらい回っていてもちょっと足りないぐらい、たくさん量を提供いただいているというところでございます。

かなり認知も進んできたというところもありますので、まずは、そもそもそういうふうに要らなくなった食品がなるべく発生しないように買い方なんかも工夫していただくというところの呼びかけをしていくことも必要かと考えておりますが、そういったことをしていく一方、そうはいつても、どうしても残ってしまったものなんかについては廃棄せずに有効に活用できるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、レジ袋の有料化につきまして調査があったというところで、私も拝見しましたけれども、辞退率が高いだけけれども、行動や意識の変化につながったといった割合が低かったといったところは私自身もやはり気になったというところがございます。ご指摘いただいたとおり、有料になったことで辞退はしたんだけど、それが環境に及ぼす影響だとかそういったところについての意識というところまでなかなか行くのが難しいのかなというふうに私も感じているところがございます。

今回の中で入れておりますプラスチック製容器包装の分別収集、導入がありますけれども、これも先ほどご説明しましたとおり、燃やすごみの量の削減にはつながるといってございまして、容器包装そのものの排出量を減らすものではないというものでございまして、やはりここでも1番目の論点として挙げましたリデュース推進への寄与というところが一番重要なことというふうに思っておりますので、やはりこれはマイバッグですとかマイボトルの使用ですとか、そういったところの啓発が非常に重要かと思っておりますので、導入の説明の際にも、やはりその効果、まずは減らしていく、意識してリデュースをしていくといったところが重要だということをしつかりと区民の皆さんにも説明をしていく必要があるかなというふうに考えているというところがございます。

それから、最後ですね、製品プラスチックに関しての動向というところがございます。やはり国のほうも、製品も含めてといったところが方向として出されているところがございます。動向をしつかりと注視しながら、この動きに合わせて、一方で、費用の部分がどうなるのかとか、その収集の体制とか、そういったところを請け負う、処理をする業者の状況とか、そういったところなんかもしつかり状況を把握した上で適切に対応をしていきたいというふうに考えているというところがございます。

○会長 そのほか、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○委員 この一般廃棄物処理基本計画というのを、一般の区民また都民の方に広くやっぱり理解していただくということが一番大切であって、今、委員のほうからも言われたとおり、やはりこれは大事だ、必要なことだと思えば、そうやってみんなレジ袋をもらわないで行動できる国民性がありますので、分かりやすく、どうやったら皆さんにそれが伝わるかということなんですけれども、国や研究者の方というのは非常に危機管理能力というのが、やっぱりちょっと、何ていうんですかね、コロナでもそうですけれども、前もってきちっと準備するということをやっているのかなというふうに思うことがありまして。

よく住みたい街ランキングみたいなものが出ますよね。やっぱり豊島区も、消滅可能性都市と言われて、高野区長が一生懸命、待機児童をなるべく減らすように保育園をつくったり、公園の面積を広く取ったり、やっぱりそこに住みたいと思えるような街にするということは、環境基準をどれだけ達成しているかという、そのランキングとか、点数化みたいなものをして、もっとこういうところを努力目標として改善し

ていけば、もっと自分たちの街がよくなっていくんだなということを理解してもらおう。そして、やはりそういうことに協力的でない人というのはいますよね、必ず。そういうときには、きちっとした罰則とか多く税金を取るとか、無用にごみを捨てる時の利用料というのを取るとか、また、東京に入ってくる車にETCがついていますから、それからお金を取るとか、そういったことで利用者負担というのをきちっと明確化して示すということを国がやっぱりちゃんとやっていかないと、みんな善意でやってくださいという感じでやっても、なかなかこの50%を削減するというのはまず無理じゃないかなと思います。その辺をどういうふうに先生方は考えていらっしゃるのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○会長 特に食品ロス削減の法律ですけれども、これについては努力義務というのが想定されているだけで、実効性についてはどうなのかと。意識改革を要求するような法律ではあるけれども、基本的な部分が努力義務にとどまっているという点で、委員がおっしゃるように、実効性についてはかなり疑問を感じているというのが私自身の感想です。実際にこれを進めていくためには、今おっしゃいましたような経済手法というか、そういった課税なり補助金等を使うことでインセンティブを利用する形で食品ロスを削減していくという、そういった手法も考えられてはいるんですけれども、今のところ、まだそういった動きは見られておりません。ただ、手法としては今、検討しているという状況ですけれども、一般に、ごみ有料化政策というものもございしますが、そういった経済指標を使うというのが非常に効果的だということが知られておりますので、それを進めるためにも、意識改革というか環境啓発の部分ですね、そちらの部分が進まない、実際に導入する際、困難が伴うということがございますので、そういう意味で言うと、環境意識の醸成のための施策も同時に進めていきつつ、同時に経済指標の制度設計ですね、そういったところが今求められているところかなというふうに感じております。

よろしいでしょうか。

そのほか、もしございましたら。

○委員 収集している立場なんですけれども、区の収集に携わっている方がこちらにも来ていますので、今年の4月以降の一般家庭のごみの排出量は増えたんでしょうか、減ったんでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ごみ量の今年度の推移といったところでございますが、まず、3月から、ごみ量のほうは例年よりも、昨年同時期と比較をして増えてきているという状況でございます。3月3%、4月が7%台とか、そのぐらいで増えてきたと。例年、5月はもともと一番多いというふうな時期なんですけれども、そこは2%台とかぐらいだったかなと。6月ですね、6月が通常ですと一旦、5月を経てごみ量が大きく減るんですけれども、そこでもなかなか減らずということで、増加の割合で言いますと

11%とか増えたというふうな状況でございます。7月以降は逆に、少し減少に転じてきてということで、このところマイナス1%とか4%とか、そのぐらい減ってきているというふうな状況がこのところは続いてきている、11月までしかまだ出ていない状況ですが、そのような形で減ってきていると。

4月以降のトータルで見ますと、11月末現在で見ますと、昨年度と比較して今、1.8%多いというふうな状況になっているという、こんな状況でございます。

○委員 ありがとうございます。実態で、私どもの事業所としての排出量を聞いていただきたいんですけども、年度がありますので4月から9月ということで、対前年比でやっていたんですね。月間で見ますと、4月、5月は、もう極端に半減です。その後も約15%から20%。先月ですか、今12月ですから、11月までは出ているんですけども、やはり15%ぐらい、事業所から出てくるものとしては減ったわけですね。ですから、そちらの分が、家庭で今度食事をして、その分が増えるのかなというふうに思ったんですけども、意外に少ないので驚いているんですよ。事業所のほうは、特に飲食店は総じて前半の4月、5月はもう全減状態ですから。また、この12月も限定されましたので、かなり減るというふうに私どもは思っています。

それと、もう1つお聞きしたいのは、食リという形で、食品リサイクルということで、事業所においては、国が定める排出先ですね、食品に関するロスのリサイクルしろというのは一応法制化されている。こういう事業者はやりなさいという。それを全部、強制ではないんですけども、やると、ものすごい量が対象になっちゃうんですね。対象先が多くて、量が増えちゃう。そこまでは行ってないと。でも、徐々には、その食リについてはもう何年もずっとやっております。いろんな提携をしたりして、じゃあ何するのかというと、1つは飼料、鳥が中心ですけども、餌としての加工。それから、もう1つは発電です。バイオというんですけども、これはメタン化して、メタンガスを発電に切り替えていくということで、両方とも手前どもと関係がありますので、そういうやり方をしている。

ですから、事務所とすれば、そういう方向性はまだあるし、そこには新しい工場もできて、それと、その他の地域、東京都でも都下のほうですかね、そういうところがそういう工場を目指しているんですね。多分、でき上がってくると思うんですけども。そうすると、どうなんでしょう。それと同時に、区も学校をやっていますよね。学校はそっこのほうに乗っていると思っているんですよ。意外に、ここで言われているよりは、方法は別なんですけれども、やっているんじゃないかなというふうに思っているんです。

以上です。

○ごみ減量推進課長 学校とかの給食とかで出ている食品の残りとかということでしょうか。それについては、小中学校、保育園等、給食で出た生ごみについては、今現在、区のほうでも飼料化のほうはしているということで、こちらのほうはきちんとリサイ

クルというふうな形で利用しているということで、発電や餌というふうなところがありました。その餌となるような形で飼料という形でやっているというところがございます。それが今の現状ということです。

○会長 ほかにご意見、ご質問等がございますでしょうか。

○委員 ちょっと私が気になったところは、18ページのプラスチックごみ、区民の手間・分かりやすさというところで、そもそも容器包装リサイクル法というものがちょっと一般の方にあまり浸透していないのではないかと思います。多分、プラスチックを集めますよという、容器包装リサイクル法上のプラスチック容器とか包装材だということ意識しないで、これはプラスチックだからとか、例のクリーニングの袋とかCDケースとかが書いてありますけれども、分別するときの意味が、どうやって普通の区民の方に分かっていただくかがちょっと課題だなというふうに思います。

いつも私は教育のことを言うんですけども、小さいときから、幼稚園とか小学校とか中学で消費者教育として容器包装リサイクル法ということを少し家庭科とか社会科で取り入れて浸透させていかなくちやならないんじゃないかなって、その連携があったらいいと思いました。

以上です。

○会長 それでは、委員、何かございましたら。

○委員 前回の委員のお話で、埋蔵ごみというあれがすごく私の中で、抱え込んでいるんだというのを、それを平時に出して少しずつという、それはとてもいい案だと思うんですけども、一体どれくらいの量が、災害ごみのときに出される埋蔵ごみというのは、ざっくりでいいんですけども、どれくらい出るのでしょうか。

○委員 数字はちゃんと把握していないんですけども、仮置場等で見ている限りにおいては、半分ぐらいはあるんじゃないかなという気がします。災害のタイプによりますけれども。大きい地震とか水害とかに遭われたところはそうでもないんですけども、被害が少ないところほど埋蔵ごみがたくさん置いてある感じがします。これは私の印象です。

○委員 分かりました。知り合いが引っ越ししたときにほとんど廃棄して、その知り合いの母親が、「あなた、ごみと一緒に暮らしていたのね、この10年」というのがすごく印象に残って、意外と家の中にある、前回のときの委員のブラウン管のテレビとかというのが、結構、豊島区はおひとりのお年寄りで暮らしている方が多いので、いっぱいあるんだろうなとちょっと考えています。ありがとうございました。

○会長 それでは、委員、何かございましたらお願いします。

○委員 私は、1つ不思議だと思っているのは、私たち区民はプラスチックも燃えるごみも一緒に出せるんですね。ただ、区の施設、学校とか区民ひろばさんとかは、きちんとプラスチックと燃えるごみを分けているんですね。やっぱり私たちも分けていいんじゃないかなと、すごく前から思っていました。やっぱり何か入れるときに、すご

く私はいつも気になっていたんですね。

あと、もう1つは、私はフードサポートプロジェクトというもののWAKUWAKUさんのほうのお手伝いをしています、これで3回、4回ぐらいかな、「ライス！ライス！プロジェクト」といって、ひとり親家庭のお母様やお父様方に、お米とか保存食とか缶詰とかおやつをいつもお渡ししているんですけども、お子さんが重たいお米を取りに来てくださって、「ありがとう」というその一言がうれしくて、みんな、「今日もやったね」と言っているんですけども、ただ、今、コロナなので、ドライブスルー形式というか、外に私たちが出て、中に入らないで、区民ひろばさんをお借りしているんですけども、中に入るためには体温を測ったり手を消毒したりしなきゃならないので、ドライブスルー方式といっって、外で渡す方式をしているんですけども、とてもスムーズにできたという実感を持っています。

それで、こういうことが一般の私たちになかなか知れ渡っていないんですね、啓発が少ないのかもしれませんが。でも、徐々にみんなが感じているということは、すごくひしひしと伝わってきていますので、このままやっぱり行政も頑張って、私たちも頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○会長 それでは、時間も押してまいりましたので、次の議事に行きたいと思いますが、次の議事、「豊島区災害廃棄物処理基本計画について」の答申（案）の説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、災害廃棄物処理基本計画についての答申（案）についてご説明をさせていただきます。

資料5-2号をご覧くださいと思います。こちらでございますけれども、答申ということでございます。

記書き以下でございますけれども、計画の案をお示しました上で、主に近い将来発生が予想される首都直下地震に対する平常時の備えや災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理を行うための応急対策と復旧・復興対策、災害廃棄物処理に対する区の体制、手順等を示したものだということで、この計画を職員一人ひとりがよく理解をして、災害時において迅速かつ的確に行動できるように徹底するとともに、この審議会での意見を踏まえて計画を策定することを要望するという形でございます。

この案に対しての意見ということで、次の別紙のような形で、前回の審議会、それから審議会の後にもちょっと意見をいただいたものもございまして、そういったところを載せさせていただいているというところでございます。

別紙の付帯意見書というところでございます。1番から16番といったところまでが前回の審議会でも主に出た意見ということで載せさせていただいております。多くは、やはり非常に大量な災害廃棄物が発生すると予測をされているという中で、区のほうで設ける一次仮置場のスペースが現状だと計算上では非常に足りていないという状況

で、それを確保すべく、しっかりと検討をさらに進めるということ、それから、それでも足りないような状況が想定されるという中で、東京都や近隣区、そういったところもしっかりと連携を密にしながら、その確保についてとか調整についてをしっかりと行うということ、それから、災害の発生時のごみの排出方法、そういったところを平常時からしっかりと周知をしていくということ、それから、し尿処理については下水道への直接投入、これを特に発生直後においては優先して、し尿の処理スキームをしっかりと処理していくことといったことなんかをご意見としていただいたというところでございます。こういったところをまず載せさせていただいております。

それから、17番で（1）から（7）までというふうな形で記載をしておりますけれども、前回の審議会を終えた後に、佐々木委員のほうから意見等という形でご指摘いただいたところを載せさせていただいているというところでございます。全体的な流れとしてなんですけれども、これは、私ども特別区の廃棄物処理対策ガイドラインといったものをベースに作成をしているものでございますけれども、それにあわせて、がれき及びし尿の処理スキームというものと、災害廃棄物の共同処理に関する協定、こういったものが結ばれたり策定をされてまとめていた部分がありますので、その辺りをしっかりと反映させたほうがいいのではないかとこのところでございます。

特別区がれき処理スキーム（確定版）というものを参考資料の5-1号ということでつけさせていただいております。これは前回の審議会とかではお示しをしていなかったものでございますが、実際、こういったところの取りまとめをしてあるということで、今回新たにつけさせていただいているというものでございます。

がれき処理のスキームと、それからし尿処理のスキームということで、各区と、それから清掃一組、それから東京都で意見交換などを交わした上で、役割の分担といったところをしっかりと、ここにあるとおり明確に示しているということで、それから処理のスキームといったところも、処理フローということでそれぞれ載っているというところがございます。

これを、前回お示したフラットファイルにとじてあります計画案でございますけれども、主に24ページから26ページにかけての辺りが、がれき処理の流れといったところがあるんですけれども、少しここのスキームのところでもまとめたところのものまでがちょっと完全に反映できていないというところがございますので、このフローなんかもしっかりと参照しながら、計画のほうにはしっかりと整合を取って作成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、し尿処理のスキームのほうでもございますけれども、こちらの考え方ということで、やはりし尿処理は下水管等への直接投入を原則として、発災直後から1週間程度までの混乱期と、それから発災から1週間程度以降のフェーズに分けて対応手順を整理するというふうな形で、これも一番最後でございますけれども、処理フローということで発災から1週間程度までの対応、それから1週間程度以降の対応といっ

たところで分かれておりますけれども、特に1週間までの対応というところでは、し尿を下水道へ直接投入するといったところが主たる処理というふうな形で記載をしているというところがございます。これを念頭に置きながら、し尿処理についてのフローも修正をしっかりとしていきたいというふうに考えているところがございます。

こういったところをご指摘としていただいたというところがございます。

特に、付帯意見書の一番最後のページの(5)のところがございますけれども、し尿処理の流れについては、このスキームを参考に作成してということで、直接投入が主たる処理という旨をしっかりと記載して、特に区内においても防災危機管理課等とも連携をしながら、平常時からマンホールトイレがどこにあるのかといったところとか、そこをしっかりと活用していくというふうなところの周知徹底を図っていくといったところが重要ではないかなということで、こちらの記載がございます。

こういったところのご意見を踏まえながら、計画を修正しながら策定をしていきたいというふうに考えているところがございます。

説明は以上でございます。

○会長 ただいま事務局から、災害廃棄物処理基本計画について答申案の説明がございました。

この件に関しまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。この件につきましては、前回出たご意見がほとんど付帯意見のほうに入っておりますけれども、この点をご確認の上、何かございましたらお願いいたします。

○委員 一般家庭や区民へ、こういったところの要点だけを知らせる、要するに啓蒙活動的なことですかね、こういうことというのはされるものですか。今まで町内会等も通してそういったものの内容が書かれたものというのは、私も豊島区民なんですけれども、見たことがない。それだけ、ちょっとお聞きしたかった。

○ごみ減量推進課長 もちろん災害時の避難のことですとか避難所の運営ですとか避難所での暮らしとか、そういったところなんかはかなり防災課のほうを中心にしたたり、それから、その運営の仕方ですとかそういったスペース、避難所となる学校の使い方とかそういったところはこれまでもかなり周知はされているというところかと思えます。ただ、そこで出る、やはり実際、避難所の生活の中での、じゃあ、ごみをどのように扱うのかとか、実際どのぐらいのごみが発生してそれをどのように出していただくとか、どのようなことが想定されるのでこの場合はこういうふうな対応をするとか、それはもちろん、トイレのことも含めてどのようにしていくのかといったところが、これまでではやはり十分ではなかったというところがあるかと思えます。

それを踏まえて、今回この計画というものを策定しておりますので、実際、避難所から出るごみはどのようにするのかとか、それを、こういった計画を基にしっかりと周知をしていってやっていきたいというもので考えているところがございます。

○会長 基本計画が策定されましたら、簡略版とか概要版とかそういった市民向けのもの

も発行する予定でしょうか。

○ごみ減量推進課長 計画は、今お配りをしておりましており非常にボリュームが大きいものというところがございますので、これで策定しましたということで、これだけで区民の方に理解していただくというのは非常に難しいかなというふうに思っておりますので、やはり概要版ですとか、それから本当に分かりやすく周知をしていくためには、そういったものもやはり必要になってくるかなというところがございますので、そういったものを使いながら分かりやすい周知というものをしていきたいというふうに考えております。

○委員 この計画の「案」が取れるのはいつごろを想定されていますか。

○ごみ減量推進課長 こちらでございますけれども、今回の答申を最終的にいただいた後にそれを反映させて、計画をすぐに修正して、パブリックコメントも経ながらということで、今年度末、3月末までに策定をしたいというふうに考えております。

○会長 そのほか、ございますでしょうか。

○委員 ありがとうございます。先ほどもご意見があったように、やはり災害時のことはなかなか想像力も働かないし、起こって見ないとわからないというようなことはあると思うんですが、いざ起こったときにどうしたらいいかわからないというのは困ります。ですから、平常時の情報と、いざといったときの情報を分けて、両方、でも、平常時に情報提供する必要があるのかなと。ただ、あまりにいろんな情報が来ちゃうと混乱しますので、やはり周知の方法が非常に工夫が必要なかなというふうに思っています。計画の中の56ページに少し触れてありますけれども、私たちが暮らしている中でもいろんな情報があふれているので、ごみというふうになっても、それがいつのときのものなのかということも非常に混乱してしまうというふうに思いますので、そこを非常に整理しながら伝えるということがポイントになってくるかなと思います。

先ほどの一般廃棄物のときにもちょっとご意見がありましたが、埋蔵ごみのことは、やっぱり日常から言っていけないといけないんだなということが、災害から逆算して日常を見直すといういろいろ見えてくるというのがいろんなところであると思うので、この計画ができたのはいきっかけだというふうに思いますから、最悪のとか、いろんな問題が発生したときから逆算してというのを日常時に落とし込んで啓発、周知するというのを、この機にしっかりできたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいたとおり、災害から逆算してというところがやはり重要なかなというふうに考えております。これを平常時からしっかりと伝えていくというところが重要かと思っております。

ただ、これを我々だけが単独で、災害時はこうなりますという話をして、なかなか関心を持ってもらえたりということも難しいのかなというふうに思いますので、やはり普段から、例えば防災のセクションとかそういったところとかと連携をしながら、

避難所の運営の仕方ですとかそういったところなんかを議論いただいている中に、新たにごみについても、ごみというけれども、やはりこういったところがあるよといったこととか、少しずつそういったところを入れていきながら、ごみについてもこういった問題があるんだなというふうなところをしっかりと、やはり意識をしてもらうように、そういった形での啓発をいろんな機会を捉えてやっていきたいと考えております。

○会長 ほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○会長 では、特にないようですので、それでは、ありがとうございます。

事務局は、今回いただきましたご意見を基に答申の修正をお願いいたします。修正した答申につきましては、委員の皆様には議事録と同様にメールまたは郵送にてお送りし、内容を確認いただき、次回の審議会にて区長に答申の確定版を提出したいと思っております。

では、最後に事務局から諸連絡がございますので、お願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、事務局から連絡事項を2点お伝えさせていただきます。

まず、1点目でございます。本日の会議録につきましては、直ちに作成作業に入りまして、委員の皆様には確認のご連絡をさせていただきたいと思っております。ご発言にお間違いがないか等をご確認いただいた後に区のホームページに掲載をさせていただきたいというふうに考えてございます。

2点目でございますが、次回の審議会でございます。現在のところ予定としましては令和3年の1月、来月の下旬ということをご予定しております。日程が決まりましたら、また開催通知のほうをお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、これをもちまして第5期第5回豊島区リサイクル・清掃審議会を閉会いたします。長時間ご議論をいただきましてありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(11時17分閉会)